

# 子ども手当に関するお知らせ



## 1 趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給するものです。

## 2 支給対象となる子ども

中学校修了前の子ども(平成7年4月2日以降に出生した子ども)

児童手当制度は、小学校修了前の子どもが対象となっており、親等に所得制限がありました。子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。

## 3 手当の額

月額1万3千円

## 4 支給を受けるための手続き等

手当の支給を受けるためには、子どもを養育している親等が、申請(認定請求等)を行う必要があります。

<添付書類等>

新規申請者(新たに中学3年・中学2年の子どもがいる世帯、所得制限により児童手当を受給されていない世帯)

健康保険被保険者証の写し等(請求者が被用者(サラリーマン等)の場合)

金融機関の口座の写し

この他、必要に応じて提出する書類があります。

印鑑

額改定者(児童手当を受給中で、中学校3年・2年の子どもがいる世帯)

必要に応じて提出する書類があります。

印鑑

## 5 支払期日

支払期月は、6月、10月、2月に、前月分までの手当をお支払いします(本年6月は4月分と5月分の2ヶ月分、10月以降は前4ヶ月分のお支払いとなります)。

最初の支払いは本年6月となりますが、6月に支給を受けるためには平成22年5月14日までに申請をいただく必要があります。なお最終申請期日は平成22年9月30日までとなります。

(注)

子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父又は母等です。

父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方となります。

子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、原則として児童手当は支給されませんが、児童手当の受給資格者については、本年6月に限り、子ども手当とは別に平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支給されます。

## 手続きはどうするの？

平成7年4月2日以降に生まれた  
お子さんがいますか？

いいえ

子ども手当は受給されません。

はい

ご職業は公務員ですか？

はい

お勤め先にお問い合わせください。

いいえ

現在、児童手当を受給されてい  
ますか？

いいえ

**申請が必要です。**  
窓口で申請をお願いします。

はい

4月現在、中学3年生または中学  
2年生のお子さんがいますか？

いいえ

申請は不要です。  
児童手当から子ども手当に引  
き継ぎます。

はい

**申請が必要です。**  
窓口で申請をお願いします。



\* 申請が必要な世帯には通知書を送付致しますが、22年4月末を過ぎても送られて来ない場合は、福祉事務所（福祉課）までお問い合わせください。 連絡先： 0920-58-2294

**児童手当を所得制限により受給されてない方は申請が必要です。**

《申請窓口》

福祉事務所福祉課・南福祉保健センター・北福祉保健センター・美津島地域活性化センター  
(住民生活課)・峰地域活性化センター(住民生活課)・上対馬地域活性化センター(住民生活課)